

### 第399回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 平成30年3月2日（金） 午後4時40分から午後5時00分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室3-1
- 3 出席者 公益代表委員5名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

#### 4 議事録

都留会長 定刻を過ぎてしまいましたが、ただいまから第399回東京地方最低賃金審議会を始めます。

課長補佐 はじめに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

それでは、ご報告申し上げます。

本日は公益代表委員の黒田委員がご欠席でございますが、委員定数18名のうち、17名がご出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項による定足数である全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日傍聴の申し込みはありませんでしたが、本日の会議議事録及び会議資料については公開となります。

都留会長 ありがとうございます。

本日の議事録の署名は、東京地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は田代委員、使側委員は堀内委員にお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております議事次第に基づき、順次進めていきます。

まず、議事（1）「平成30年度における特定（産業別）最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」の審議を行います。本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 賃金課長の古賀でございます。私のほうからご説明いたします。着座にて失礼します。

最低賃金法第15条第1項により、特定最低賃金の改正等の申出は労働者または使用者を代表するものが、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。この申出は、例年おおむね7月を目途にお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては、審議会提出資料作成のため、最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。そのため、前年度中に各特定最低賃金に

ついて改正等の意向の有無を、労使各側からご発言いただき、これを受けて次年度調査の用意をさせていただいているところです。特に業種のくくりの変更や、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で、実態調査を行う必要がありますので、この点も含めまして改正等の申出の意向表明をお願いしております。

都留会長

それでは、平成30年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、まず労側委員にお伺いしたいと思います。申出の変更について、ご発言をお願いいたします。

尾野委員

資料の1番を見てくださいまして、鉄鋼業、それからはん用・生産用機械器具製造業、自動車等いわゆる輸送用機械器具製造業の各業種につきまして、昨年同様今年についても特定最賃の改定について、お願いしたいと考えております。

また、電機の関係については新設という形で、今年もお願いしたいと考えております。いずれの業種につきましても、適用対象労働者につきましても、昨年同様の扱いで申請をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、今日は正式な意向表明とは多分ならないと思いますが、労働側としてトラックの関係について、運動を今、展開させていただいているところでございます。なかなか要件が整わないので、具体的な申請までには至っておりませんが、一応情報として、今、トラック最賃の新設に向けて、労働側としては動いているということだけお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

都留会長

ありがとうございます。

労側の他の委員の方、何かありますか。

(なし)

賃金課長

ただいま労側から、特定最低賃金の改正等の申出に係るご発言をいただきました。次年度よりは、1業種の最低賃金新設と現行6業種のうち3業種について金額改正とのことで、計4業種についての申出の意向表明がございました。あわせて、トラックに関する情報を承りました。これを踏まえまして、事務局としては準備を進めてまいります。

都留会長

ありがとうございます。

ただいまのご発言を受けまして、使側から何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

その他、公益委員の方も含めてご意見、ご質問はいかがでしょうか。ないようでしたら、本日の労側委員からの意向表明を受けて、事務局では今後、適切な事務手続を進めてください。

事務局からは何かありますか。

賃金指導官

本日、お手元にお配りしております資料について説明をいたします。  
着座にて失礼いたします。

資料No. 1でございますが、平成30年度東京都特定（産業別）最低賃金適用使用者数及び適用労働者数の表となっております。ただいま、来年度の特定最低賃金の申出意向表明を受けたところですが、それに関連しまして、東京都における特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を示しているものです。既に設定されています6業種と、今年度も新設決定申出がございました、電気機械器具、情報通信機械器具製造業についてお示しをさせていただいております。

先ほど、トラックについても運動しているところというお話がございましたので、もし今後実際に申出をされるということになりますと、また事前に情報としてお伝えいただければと思います。

いずれの業種につきましても次年度の最低賃金の関係の実態調査、賃金水準等を調査することになりますが、こちらの開始が4月末でございますので、次年度の申出に間に合わせたいご意向の場合ですと、4月中旬までにさらに具体的な申出内容を事務局へお伝えいただければと思います。

こちらに書いてあります、適用労働者数の数字ですけれども、昨年度と比較して若干動いておりますが、こちらサンプル調査の復元をもとにした数値でございますので、この点についてご理解いただければと思います。

こちらに書かれております適用労働者数をもとに、労働協約ケースの場合には、改正については基幹的労働者のおおむね3分の1以上、新設につきましても2分の1以上が労働協約の適用となっていること。また公正競争ケースの新設及び改正につきましてもおおむね3分の1以上の合意があることが申出要件となりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問ありますか。

細かな数字のことで質問があります。これは平成26年の経済センサスに基づいている表ですが、各種商品小売業があります。卸売小売業は労働者数が多い産業ですけれど、これはどうして使用者が362事業場で、適用労働者44,000人くらいなのでしょう。何か少ないなという気がします。

賃金課長

ご説明します。

日本標準産業分類で各種商品小売業という業種の定義につきましては、衣食住、衣類、食、住を含めまして小売をしているところが各種商品小売業という定義になっております。具体的には、百貨店や大きな総合的

なスーパーが該当します。それ以外の通常の小売業は、それぞれ食料品小売業などという形で分類されておりますので、ここでいうところの小売業は、今お話ししました百貨店並びに大規模スーパー等が該当すると。衣食住になりますので、どれか一つ欠けるような形になりますと該当しないというところで、数値的にはこのような数が挙げられています。

都留会長

使用者が大手で少ないという意味はわかりました。けれども、労働者は44,000人くらいなんですかね。何か少ないような気がします、そうでもないのでしょうか。

労働基準部長

確認しておきます。

都留会長

よろしく申し上げます。

ほかにありますか。なければ議事次第に基づいて議事を進めてまいります。議事(2)「特定(産業別)最低賃金の審議のあり方について」です。

賃金課長

本日、運営委員会において特定最低賃金の審議のあり方について、検討を行っていただきました。その審議結果について、運営委員長代理の村上委員より報告がございます。事務局は各委員に報告文書を配付してください。

(報告書(写)配付)

賃金課長

それでは村上委員、お願いいたします。

村上会長代理

それでは運営委員会を代表しまして、私からご報告をいたします。報告書を読み上げまして、報告とさせていただきます。

(報告書朗読)

都留会長

ありがとうございました。

賃金課長

続きまして、運営委員会の審議経過につきまして、運営委員会公益代表の白石委員より説明がございます。

白石委員

それでは私からご説明させていただきます。

第1回東京地方最低賃金審議会運営委員会において、特定最低賃金の必要性審議のあり方については、「平成29年度における審議終了後に翌30年度の対応を協議する。」と確認されたことを受け、昨年11月17日に開催された第398回東京地方最低賃金審議会において、本日の第2回運営委員会を開催して、30年度の対応を協議することとされたことから、第2回運営委員会を開催しました。それについて審議経過をご報告申し上げます。

特定最低賃金の必要性審議については、今年度検討委員会に付託し、

審議を行ったところです。本日の審議において、労働者代表委員からは「申出業種別の部会を設置し、当該業界団体労使による審議を行い、その結論を検討委員会に報告、それを受け必要性の有無について判断してもらいたい。」との意見があったところです。

一方、使用者代表委員からは、「現行方式が、地域最低賃金未満となった特定最賃に関する審議について最も適切であり、変更の必要はない。今後はむしろ簡素化した審議を行うべき。」との主張がなされました。公益代表委員からは、「特定最賃の基本である労使イニシアティブを踏まえ、労使双方で協議を行い、特定の結論を固めたらどうか。」との見解を示しました。

それぞれの立場から意見調整をすべく、努力を重ねましたがこれ以上審議を続けても本日中に合意形成は困難と判断しました。よって、次年度の運営委員会において継続して審議し、検討することが適当との結論に達しました。

以上により、ご了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただいま審議会にご報告いたしました。

以上です。

都留会長

では、ただいまの運営委員会報告及び審議経過に関して、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告書のとおり次年度特定最低賃金の審議のあり方については、平成30年度第1回運営委員会において継続審議とすることといたします。

続きまして、議事(3)「その他」についてですが、何かありますか。特にないようでしたら、本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かございますか。

賃金課長  
労働局長

審議会の終了に当たり、勝田東京労働局長よりご挨拶申し上げます。

本日は、ご多用のところ、第399回東京地方最低賃金審議会にご参集いただきまして、本当にありがとうございました。

本日の本会、本年度予定されております最後の審議会になろうかと存じますので、私から一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、平成29年5月17日に第45期の東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただき、これまで東京の最賃改正につきまして、審議をお願いしてまいりました。まず、この間の皆様のご苦勞に心から感謝の意を表したいと思います。

今年度はゆるやかな景気の回復がされる一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動、こういったものへの影響の留意が求められてきた情勢のもとで、「働き方改革実行計画」に配慮した審議が求められ、中央最低賃金審議会において出されました目安を参酌したご審議をいた

だき、東京都最低賃金につきまして、26円引き上げの答申をいただきました。

一方、特定最賃につきましては、申出4業種のいずれも改正等の必要性について全会一致に至らなかったところでございますが、いずれも皆様方の慎重かつ熱心なご審議をいただいた結果でございます。この1年間の皆様方の数々のご尽力、改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

私ども東京労働局といたしましては、来年度も最低賃金制度の円滑な運営を最重点課題に位置付けまして、「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備と生産性の向上、この実現に向けまして、局内各分野一丸となって総合的な行政展開を推進してまいり所存でございます。

今後とも、皆様方のご協力をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本年度はどうもありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

ほかにならなければ、本日の審議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。